

平成26年10月22日付けで提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による監査請求について監査を行ったので、同条第4項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

津山市監査委員 久常 勝實

第1 住民監査請求の内容

1 請求人

（省略）

2 請求書の提出日

平成26年10月22日

3 請求の要旨

市長が平成25年度に津山市議会議員に交付した政務活動費のうち、目的外支出分について、議員17名に対して総額4,454,842円を津山市に返還するよう請求することを求める。

4 請求の理由

(1) 政務活動費の趣旨と支出が認められる範囲

津山市議会の政務活動費は、実費弁償を原則とする補助金的一种であり、地方自治法第100条第14、15、16項及びこれに基づき制定された津山市議会政務活動費の交付に関する条例（平成20年津山市条例第2号）に基づいて支給

される。

条例はこれに基づき、第4条で「政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。」と定め、第5条では政務収支報告書や領収書の提出を求め、第6条では残余金の返還を定めている。

また、第4条の「別表第1」では「調査研究費」「研修費」「広報費」「広聴費」「要請・陳情活動費」「会議費」「資料作成費」「資料購入費」「人件費」「事務所費」の10種類の使途費目を定め、各費目で支出できる経費の種類を定めている。

従って、津山市議会の政務活動費「その年度において」支出された「市政の調査研究等に資する」ため「必要な経費」に限って支出が認められる。

(2) 市議会議員の政治活動と按分支出

市議会議員の活動は、「政治活動」と「私的活動」に区分することができ、そのうち「政治活動」は「政務活動」と「政務活動以外の政治活動」に区分することができる。これらの活動のうちの「政務活動」にかかる、条例別表第1に定める使途基準に該当するものについてのみ、政務活動費から支出することが許される。

しかしながら、議員の活動、特に「政治活動」は、実際にはいろいろな種類の活動が混在していて区分できない場合が多いと考えられる。

たとえば、「市政報告」には一般に、市政についての広報・広聴の要素があると同時に、後援会活動、選挙準備活動の要素もある。

政務活動費は一種の補助金なので、政務活動のためにだけ支出することが許される。

従って、種々の要素が混在する活動の費用の全額を支出することはできない。種々の要素が混在する活動の場合には、一定割合で按分して支出することだけが許される。

故に、個々の議員の一つ一つの活動について「政務活動」と「それ以外の政治活動」の割合を定めることは困難であることを勘案し、

当該支出にかかる活動の全体が、市議会議員の「政務活動」にかかる支出（市政の研究に資するために必要な経費）として適切と判断されるものは、全額認め、

当該支出にかかる活動の全体が「私的活動」又は「政務活動以外の政治活動」にかかる支出と判断されるものは全額認めず、

当該支出にかかる活動の全体が、
、
のいずれかと断定できない支出のうち、具体的な理由によって按分比率を特定できる例外的なものについては、その按分比率で認め、それ以外のものについては、按分率50%で認めるべきである(例外あり)。

(3) その他の一般的支出基準

次の各号の1に該当する支出は、経費の種類を問わず、適法と認めない。

違う年度にした支出

領収書のないもの(含・発行人なし)

領収書に月日若しくは年の記載がなく、推定もできないもの

領収書記載の領収日付が実際の支払日と違うもの

領収書に品目の記載がないか、不十分で、推定できないもの

領収書と添付されている成果物とが一致しないもの

領収書と報告内容との間に食い違いがあるもの

領収書の記載が真実と異なると判断されるもの

領収書の品目に認められるものと認められないものが混在し、内訳が不明なもの

実費以外のもの

xi 議員本人、これと住所を同じくする個人又は法人若しくはそれらと実質的に同視しうる個人又は法人に対する支出

xii 所属党発行の機関紙購読料

(4) 査定の結果

上記の一般基準に基づき、議員が平成25年度の政務活動費から支出したとして収支報告書に記載した支出について、開示された領収書類に基づいて、政務活動費からの支弁が認められるかどうかについて個別に判断した結果は、次のとおりである。

(単位:円)

議員名	支出額	自己負担額	目的外支出額	返還請求額	対象経費
1 秋久 憲司	696,910	872	217,553	216,681	広報費
2 安東 伸昭	683,613	0	213,883	213,883	調査研究費、研修費、広報費、資料購入費、事務所費
3 岡田 康弘	696,250	221	294,125	293,904	広報費、資料購入費
4 小椋 多	809,977	113,967	434,961	320,994	広報費、資料作成費、資料購入費
5 木下 健二	698,120	2,090	349,060	346,970	広報費、資料作成費
6 河本 英敏	675,880	0	286,768	286,768	広報費、資料作成費、事務所費
7 近藤 吉一郎	578,385	0	181,548	181,548	広報費、広聴費、資料購入費
8 末永 弘之	434,397	0	97,712	97,712	調査研究費、資料作成費
9 竹内 靖人	744,282	48,242	303,413	255,171	調査研究費、広報費、資料購入費、事務所費
10 津本 憲一	653,639	0	308,511	308,511	調査研究費、広報費、事務所費
11 津本 辰己	774,099	78,080	387,048	308,968	広報費
12 中島 完一	649,396	0	306,134	306,134	広報費、広聴費、資料作成費
13 野村 昌平	524,721	0	237,409	237,409	広報費、資料作成費、資料購入費
14 久永 良一	696,025	0	443,872	443,872	広報費、資料購入費
15 松本 義隆	738,632	42,626	381,755	339,129	広報費、事務所費
16 森岡 和雄	685,368	0	252,760	252,760	広報費、資料作成費、事務所費
17 森西 順次	353,171	0	44,428	44,428	広報費、資料作成費、資料購入費
合計	11,092,865	286,098	4,740,940	4,454,842	

各議員の個人別の査定内容については、巻末「付表」のとおりである。

(5) 事実証明書

本件に関する事実証明書として、各議員の政務活動費収支報告書の写しを提出した。

第2 監査手続き

1 要件審査等

請求人は、津山市の住民であることを確認した。

また、提出された津山市職員措置請求書は、地方自治法第242条に規定された要件を満たしているものと認め、平成26年10月22日付けで受理した。

2 監査委員の除斥

議員から選任されている吉田耕造監査委員は、本人が利害関係のある事件の監査となるので、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

3 請求人の証拠の提出及び陳述の機会の付与

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し新たな証拠の提出及び陳述の機会を与え、平成26年11月14日、請求人から請求の理由等について陳述を受けた。

第3 監査の実施

1 監査の対象

津山市長が市議会議員に対して平成25年度に交付した政務活動費のうち、請求人が目的外支出と判断しているものについて、その支出が、政務活動費の趣旨である「津山市議会議員の調査研究その他の活動に資する」目的に合致しているかどうかについて監査を実施した。

2 監査対象部署

津山市議会事務局（以下「議会事務局」という。）

3 関係職員の事情聴取

平成26年11月14日並びに平成26年12月10日、関係職員である議会事務局の職員の事情聴取を実施し、政務活動費制度、収支報告書等の点検方法、請求の対象となっている支出について補足説明等を聴取した。

4 関係人の調査

地方自治法第199条第8項の規定に基づき、返還請求の対象となった市議会議員のうち2名について、聞き取り調査を実施した。

5 監査の基本方針

監査を実施するにあたり、本市の政務活動費制度について、法令の趣旨に合致し

た適正な運用が図られているかどうかを調査するとともに、個別の支出が政務活動の趣旨に合致しているかどうかを判断するための基準を決定した。

また、市議会議員の活動が、政務活動と政治活動を完全に分離して考えることが困難な状況を踏まえ、所要額全体を按分して政務活動費としている経費については、その按分率が適正であるかどうかについて検証した。

さらに、個別の支出については、議長に提出された政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下、「収支報告書」という。）並びに領収書その他支出の事実を証する書類（以下「領収書等」という。）を調査し、作成した判断基準に照らして、当該経費が、社会通念上政務活動費の用途としての合理性、必要性を有しているかどうかを検証した。

検証の結果、その支出が政務活動費の趣旨に合致した目的に使用されたと判断できないものは、その返還を求めるものとした。

第4 監査の結果

1 政務活動費制度

政務活動費は、地方自治法第100条第14項の「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる」、「交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、条例で定めなければならない」との規定に基づいて交付されている。

津山市においては、これを受けて制定した条例前文の中で「政務活動費については、透明性を確保すべくその用途を明確にし、その活動成果を市民と共有し得ることを常に念頭に置き、議員活動の充実を図ることを目指し」と明記するとともに、条例を補完するため規則、規程を定めている。また、津山市議会においては、政務活動費の適正な支出及び円滑な事務処理並びにより充実した活動を目的に、議員間で内規及び取扱要領を定めている。

政務活動費の支給に関する、津山市の例規等の主な内容は次のとおりである。

(1) 津山市議会政務活動費の交付に関する条例(平成20年津山市条例第2号。以下「条例」という。)

- ・ 政務活動費は、議員の職にある者に対して交付する(第2条)。

- ・ 政務活動費は、各月 1 日に在職する議員に対し、月額 58,000 円を、毎年 4 月及び 10 月に、それぞれ交付月以降の 6 月分を交付する（第 3 条）。
- ・ 政務活動費は、別表第 1 に定める政務活動に要する経費に充てることができる（第 4 条）。
- ・ 議員は、政務活動費収支報告書及び政務活動費活動報告書を作成し、領収書等を添えて、毎年 4 月 30 日までに議長に提出しなければならない（第 5 条）。
- ・ 議員は、交付を受けた政務活動費の総額から、別表第 1 に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない（第 6 条）。
- ・ 議長は、提出された収支報告書、政務活動費活動報告書及び領収書等を、年度の末日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない（第 7 条）。

別表第 1

項目	内容
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

(2) 津山市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則(平成13年津山市規則第9号)

- ・ 政務活動費の交付を受けようとする議員は、政務活動費交付申請書及び政務活動費活動計画書を議長を経由して市長に提出しなければならない(第2条)。
- ・ 市長は、政務活動費の交付申請があったときは、その内容を審査し、交付すべき政務活動費の額を決定し、議員に通知する(第3条)。
- ・ 政務活動費の交付日は、毎年4月及び10月の末日とする(第4条)。

(3) 津山市議会政務活動費の交付に関する規程(平成20年津山市議会告示第1号。以下「政務活動費規程」という。)

ア 条例第5条に規定する領収書等の種類及び要件は、次のとおりとする(第2条)。

- ・ 領収書は、日付、金額、内容及び発行者名が明記され、領収印が押印されていること。ただし、レシートについては、領収印を省略することができる。
- ・ 領収書の宛名欄に議員の氏名が明記されていること。ただし、レシートについては宛名を省略することができる。
- ・ 感熱紙による領収書の場合は、その写しが領収書に添付されていること。
- ・ その他支出の事実を証する書類は、受領書及び振込受領書、高速道路等の利用証明書、領収済等と明記されている納品書、明細書及び請求書とする。

イ 政務活動費の交付を受けた議員は、当該政務活動費の経理について、次の各号に定めるところにより処理しなければならない(第3条)。

- ・ 政務活動費に係る会計帳簿を調製し、収入伝票及び支出伝票により出納を行うこと。
- ・ 出納は、政務活動費専用の議員名義の預金口座を設けて行うこと。預金に利子が生じたときは、当該議員に帰属するものとする。
- ・ 支出したときは、領収書等を徴し、支出伝票に貼付すること。ただし、領収書等を徴することができない場合は、支払証明書を作成し、支出伝票に貼付すること。

(4) 議員に対する政務活動費に関する内規及び取扱要領(平成20年4月1日制定 議員間の申し合わせ事項)

ア 内規

- ・ 議員は、自ら政務活動費の用途について責務を持ち、全ての支出について資料を準備し、その根拠を市民にわかりやすく説明できるようにしなければならない。
 - ・ 政務活動費を支出した場合、支出の内容を記入した支出伝票及び領収書等の証拠書類を綴ったファイルを作成する。
 - ・ ファイルは、議会事務局にて5年間保管する。
 - ・ 用途の透明性を確保するため、議長が必要に応じて行う調査等を補佐する経理担当者会議(各会派から議員1名及び会派に属さない議員)を設置する。
- イ 用途に関する取扱要領(以下「取扱要領」という。)
- ・ 領収書の取扱い上の注意と、領収書を確認するときの6つのポイントを例示する。
 - ・ 議員活動が「議会活動」と「政治活動」に大別され、さらに「議会活動」が「公務活動」と「政務活動」に分けられると考え、按分することにより支出を認めている項目については、「政務活動」を全体の4分の1とする。
 - ・ 政務活動費で支出できない経費の具体例を例示する。
 - ・ 政務活動費の用途について、条例の別表第1に掲げる項目ごとに、支出内容とその取扱いを例示する。

2 政務活動費交付の事実確認

請求の対象となった平成25年度の政務活動費は、平成25年4月及び12月にそれぞれ348,000円、年額で696,000円が各議員に支払われている。

会計年度経過後に各議員から支出の事実を証する書類を添付した収支報告書及び活動報告書が提出されており、交付を受けた政務活動費に残余があると報告されている議員については、その残余額は適正に返納されている。

請求の対象となった各議員の政務活動費の収支報告金額は、次のとおりである。

(単位:円)

議員名	交付金額	利息額	収入総額	返還額 (残余額)	返還後の 収入総額	支出額
1 秋久 憲司	696,000	38	696,038	0	696,038	696,910
2 安東 伸昭	696,000	8	696,008	12,395	683,613	683,613
3 岡田 康弘	696,000	29	696,029	0	696,029	696,250
4 小椋 多	696,000	10	696,010	0	696,010	809,977
5 木下 健二	696,000	30	696,030	0	696,030	698,120
6 河本 英敏	696,000	22	696,022	20,142	675,880	675,880

7	近藤 吉一郎	696,000	0	696,000	117,615	578,385	578,385
8	末永 弘之	696,000	46	696,046	261,649	434,397	434,397
9	竹内 靖人	696,000	40	696,040	0	696,040	744,282
10	津本 憲一	696,000	20	696,020	42,381	653,639	653,639
11	津本 辰己	696,000	19	696,019	0	696,019	774,099
12	中島 完一	696,000	0	696,000	46,604	649,396	649,396
13	野村 昌平	696,000	10	696,010	171,289	524,721	524,721
14	久永 良一	696,000	25	696,025	0	696,025	696,025
15	松本 義隆	696,000	6	696,006	0	696,006	738,632
16	森岡 和雄	696,000	8	696,008	10,640	685,368	685,368
17	森西 順次	696,000	38	696,038	342,867	353,171	353,171
	合 計	11,832,000	349	11,832,349	1,025,582	10,806,767	11,092,865

3 監査委員の判断

(1) 領収書等について

政務活動費規程により、すべての支出伝票には領収書等の貼付が必要とされ、領収書を徴することができない場合には支払証明書を貼付することとされている。

今回請求のあった支出伝票に貼付されている領収書等について点検した結果、すべての支出伝票に支払ったことを証明する領収書等が貼付されており、支払の事実が確認できないものはなかった。

(2) 政務活動と他の活動が渾然一体となっている場合の按分率について

取扱要領は、「議員活動は、政務活動と他の活動が渾然一体となっていることを踏まえ、品目ごとに按分率を決定し上限を定めたくうえで認めることができる」と定め、具体的には燃料（ガソリン等）費、通信費、賃貸料、物品等購入費等の按分率を4分の1とし、品目ごとに必要に応じて上限をそれぞれ定めている。

政務活動費の按分支出については、過去多くの裁判例から、政務活動とそれ以外の2つの目的のために支出した場合には按分して支出すべきとされているものであり、その率については判決により異なっているものの、「4分の1」という率は全国的にも厳しい基準と推察できるものであり、現状では適当なものと判断した。

したがって、按分率4分の1で支出している政務活動費に対して、請求人がそ

の額を超えてさらに按分した額の返還を求めている一部の案件については、請求に理由がないものと判断した。

(3) 項目別判断基準の作成

以上の検討を踏まえ、請求人が返還を求めた政務活動費が政務活動の用途に合致して支出されているかを判断するため、次のとおり判断基準を決定し、個々の支出がこの基準に合致しているか否かを審査した。

ア 調査研究費

市の事務や地方行財政等に関する調査研究に関する経費で、出張旅費、燃料費（ガソリン代等）、通信費等である。燃料費及び通信費については、政務活動とそれ以外の活動に区分して使用することは困難な経費であるので、(2)のとおり、所要額の4分の1の按分率をもって政務活動費と認める。それ以外の経費については、調査研究の目的に使用されていると認められる場合には所要額の全額を政務活動費と認める。

請求人は、一人で多くの電話を使用することは不要として電話代の支出を認めないとしているが、電話は現在の議員活動には必要不可欠な手段となっており、一律に台数を限定することは政務活動を制限することにつながることも懸念される。また、ガソリン代についても同様であり、台数を限定する方法で制限するのではなく、議員活動の実態に応じた支出とすることが適当と判断する。

イ 研修費・会議費

研修会の開催や団体等が開催する研修会への参加に要する経費で、会場等の借上料、飲物・茶菓子代、研修会負担金等である。当該支出が研修等の目的に使用されていると認められる場合には、所要額の全額を政務活動費と認める。

ウ 広報費

議員活動、市政について住民に報告するために要する経費であり、広報紙の作成、印刷及び配布に要する経費のほか、インターネットを利用した広報に要する経費、市政報告会での飲物・茶菓子代も含まれている。広報紙やホームページを利用した広報については、その成果物の内容に個人の政治活動とすべき部分がある場合はそれを除いた部分の割合により所要額を按分した額を、無い場合は所要額の全額を政務活動費と認める。飲物・茶菓子代については、一般常識の範囲内で所要額の全額を政務活動費と認めるものとする。

請求人は、切手や葉書は換金が可能であり支出は認めないとしているが、広報紙の送付や広報の手段として切手や葉書を使用することは当然に想定され

るものであり、一律に支出を認めないとするのは合理的ではないので、購入金額及び購入時期と広報紙の印刷部数及び発行時期を勘案し、購入した切手等が広報活動に用いられたと認められる場合には、これらの購入費用を政務活動費として認める。

エ 広聴費

市政及び議員の活動に対する住民からの要望や意見の聴取等の活動に要する経費で、郵送料や市政報告会での飲物・茶菓子代である。郵送料については、広報費と同様、その成果物の内容より所要額を按分した額を、飲物・茶菓子代については、一般常識の範囲内で所要額の全額を政務活動費と認めるものとする。

オ 資料作成費

議員活動に必要な資料の作成に要する経費で、資料作成に必要な物品等の購入代や事務機器のリース料である。物品や事務機器で政務活動とそれ以外の活動に区分して使用することが困難なものについては、(2)のとおり所要額の4分の1の按分率をもって政務活動費と認める。ただし、資料作成に使用することにより完全に消耗すると認められる物品については、所要額の全額を政務活動費と認める。

請求人は、パソコン等は誰でも持っており政務活動費としての支出は認めないとしているが、一般常識の範囲で明らかに不必要と判断される場合を除き、当該物品が政務活動に必要なかどうかの判断は議員の裁量に委ねるのが適切と考える。

カ 資料購入費

議員として必要な図書等の購入に要する経費で、図書、パソコンソフト等の購入費、有料データベースの利用料、新聞購読料等である。購入された資料等が議員として必要なものであると認められる場合には所要額の全額を政務活動費と認める。

請求人は、新聞購読については2紙まで認めるとしているが、2紙のみを政務活動のためとする明確な根拠はなく、議員本人が政務活動に必要とすれば、裁量に委ねるのが適切であると考えます。

また、請求人は、所属党の機関紙の購読は認めないと主張するが、これに相当する支出はなかった。

キ 事務所費

議員活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費で、賃貸料、物品等の

購入費である。事務所設置届の提出されている事務所の経費に限り認められており、事務所を賃借している場合には賃貸借契約書の写しの提出を求めるなど、賃借の事実確認の手続きが定められている。

(2) のとおり、所要額の4分の1の按分率をもって政務活動費と認める。

なお、請求人は自己所有不動産の賃貸料は認めないと主張するが、これに相当する支出はなかった。

(4) 個別の支出について

以上の判断基準に基づき、各議員の政務活動費の支出のうち請求人が返還の対象とした支出について、次のとおり確認した。

ア 秋久憲司議員

請求人が返還請求した支出は、広報費で支出した議会だよりの印刷費、封筒入れ委託費、郵送料及び切手代である。

これらの支出は、いずれも政務活動費として適正であると認めた。

イ 安東伸昭議員

請求人が返還請求した支出は、調査研究費で支出した出張旅費、広報費で支出した議会だより発送封筒製作費及び発送切手代、資料購入費で支出した図書購入費、DVDダビング代、定期刊行物及び新聞の購読料、事務所費で支出したインターネットサービス利用料、物品等購入費である。

これらの支出は、いずれも政務活動費として適正であると認めた。

ウ 岡田康弘議員

請求人が返還請求した支出は、広報費で支出した議会だより印刷費、資料購入費で支出した図書購入費、定期刊行物の購読料である。

これらの支出は、いずれも政務活動費として適正であると認めた。

エ 小椋多議員

請求人が返還請求した支出は、広報費で支出した新聞折込料、市政かわら版の送付料、ホームページ更新料、資料作成費で支出した会派だより及び市政かわら版の印刷費、配布用封筒作成費、資料購入費で支出した新聞購読料である。

請求人は、同一会派の他の議員の分も含んでいるとしているが、支出額には他の議員が負担すべき経費は含んでいないと確認した。

これらの支出は、いずれも政務活動費として適正であると認めた。

オ 木下健二議員

請求人が返還請求した支出は、広報費で支出した新聞折込料、資料作成費で

支出した議会報告の印刷費である。

これらの支出は、いずれも政務活動費として適正であると認めた。

カ 河本英敏議員

請求人が返還請求した支出は、広報費で支出した議会だよりの郵送料及び切手代、封筒、ラベル等購入費、資料作成費で支出したパソコン購入費、事務所費で支出した事務機器リース料である。

これらの支出は、いずれも政務活動費として適正であると認めた。

キ 近藤吉一郎議員

請求人が返還請求した支出は、広報費で支出したホームページ更新料、会派だより印刷費、市政報告に伴う飲物・茶菓子代、広聴費で支出した市政報告に伴う飲物・茶菓子代、資料購入費で支出した新聞購読料である。

これらの支出は、いずれも政務活動費として適正であると認めた。

ク 末永弘之議員

請求人が返還請求した支出は、調査研究費で支出した電話・通信費、資料作成費で支出した市政報告ニュース用紙代である。

これらの支出は、いずれも政務活動費として適正であると認めた。

ケ 竹内靖人議員

請求人が返還請求した支出は、調査研究費で支出した燃料代、広報費で支出した封筒代、広報紙の印刷費及び郵送料、資料購入費で支出した住宅地図購入費、新聞購読料、事務所費で支出したパソコン購入費である。

これらの支出は、いずれも政務活動費として適正であると認めた。

コ 津本憲一議員

請求人が返還請求した支出は、調査研究費で支出した燃料代、広報費で支出した葉書代、封筒代、議会だよりの郵送料、事務所費で支出した電気代、事務用物品購入費である。

これらの支出は、いずれも政務活動費として適正であると認めた。

サ 津本辰己議員

請求人が返還請求した支出は、広報費で支出した議会だよりの印刷費及び送付料である。

これらの支出は、いずれも政務活動費として適正であると認めた。

シ 中島完一議員

請求人が返還請求した支出は、広報費で支出した議会だより印刷費、広聴費で支出した議会だより印刷費、郵送料、葉書代、切手代、資料作成費で支出し

た紙折り代、写真プリント代である。

これらの支出は、いずれも政務活動費として適正であると認めた。

ス 野村昌平議員

請求人が返還請求した支出は、広報費で支出した議会だよりの印刷費、新聞折込料、配布手数料、市政報告会での飲物・茶菓子代、パソコンインストール代、インターネット利用料、資料作成費で支出したパソコン購入費、資料購入費で支出した定期刊行物及び新聞購読料である。

これらの支出は、いずれも政務活動費として適正であると認めた。

セ 久永良一議員

請求人が返還請求した支出は、広報費で支出した議会報告の印刷費、新聞折込料及び郵送料、封筒代、資料購入費で支出した図書購入費である。

これらの支出は、いずれも政務活動費として適正であると認めた。

ソ 松本義隆議員

請求人が返還請求した支出は、広報費で支出した市政報告の印刷費、市政報告会会場使用料、葉書代、事務所費で支出した事務所賃貸料である。

これらの支出は、いずれも政務活動費として適正であると認めた。

タ 森岡和雄議員

請求人が返還請求した支出は、広報費で支出したホームページ管理費、資料作成費で支出したパソコン等購入費、事務所費で支出した事務所の土地建物等賃貸料である。

これらの支出は、いずれも政務活動費として適正であると認めた。

チ 森西順次議員

請求人が返還請求した支出は、広報費で支出した市政報告会の会場使用料及び飲物代、資料作成費で支出した市政報告印刷費及び新聞折込料、物品等購入費、資料購入費で支出した図書購入費である。

これらの支出は、いずれも政務活動費として適正であると認めた。

4 結論

以上のとおり、本件監査請求には理由がないのでこれを棄却するのが相当と判断する。

第5 監査委員の意見

監査結果については以上のとおりであるが、本件監査を通して意見を述べる。

1 取扱要領の見直しについて

提出された収支報告書等の確認を進める中で、適正と判断すべきかどうか苦慮した点を次のとおり列挙するので、議会におかれては、取扱要領等の見直しに取り組みられるとともに、その確実な履行に努められるよう要望する。

- (1) 各政務活動費の支出が帰属する会計年度を決定する考え方を整理し、いわゆる「発生主義」を原則とすることや具体例を明示するなど、明文化されたい。
- (2) 備品・資料等の複数購入や電話の使用回線数については、公費負担の必要性を勘案し、数量を限定する等の制限の必要があるかどうか検討されたい。
- (3) 支出伝票は適用すべき費目に区分して作成することとなっているが、議員によって同種の経費が異なる費目に区分される例が見られたので、経費の内容により適用すべき費目を例示するなど明確化されたい。
- (4) 領収書等に但し書きの記入がないものや、明細添付のないレシートなどが散見されたので、そのような場合には、領収書に請求内訳書や明細書の添付を原則とするよう改善を図られたい。

2 収支報告書等の提出時期と点検について

収支報告書等の提出期限は、条例第5条第2項に「前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日まで」とされているため、この時期に全議員の書類が一度に提出され、点検のための時間的余裕が不足していると推察される。

収支報告書等の提出時期については、年度の上期と下期に分けて行っている自治体もあるので、こうした事例を参考として、収支報告書等の点検のための時間的余裕を確保するとともに、年度途中で発見された改善点については、その年度内に修正することができる制度運用を検討されたい。

3 まとめ

近年、政務活動費に対する住民の関心はますます高まってきている。

議会におかれては、政務活動費の透明性の確保と使途の明確化を念頭に、取扱要領等の充実に継続的に取り組まれるとともに、その確実な履行に努められたい。

また、予算の補助執行を行う議会事務局職員においては、公金の使途としての政務活動費に対し市民目線での厳正なチェックを行うよう、マニュアルを作成するな

どして点検能力の向上に取り組むとともに、議員に対して具体的な指摘と適切な助言に努められたい。

本件監査により、市長並びに議会における政務活動費の適正な運用と使途の透明性向上への取り組みがさらに進展するとともに、政務活動費が議員活動の充実向上に有効に活用されていくことを期待する。

以 上

(付表)

政務活動費返還請求額 個別査定表

1 秋久 憲司

No	支出伝票の内容					返還請求の内容		
	項目	所要額	率	支出額	支出内容	主な理由	率	請求額
1	3.広報費	5,000	1/1	5,000	議会だより封筒入れ委託費	目的に適合しない	1/1	5,000
2	3.広報費	124,422	1/1	124,422	議会だより郵送料	政治活動を含む	1/2	62,211
3	3.広報費	63,000	1/1	63,000	議会だより印刷費	政治活動を含む	1/2	31,500
4	3.広報費	5,000	1/1	5,000	議会だより封筒入れ委託費	目的に適合しない	1/1	5,000
5	3.広報費	90,524	1/1	90,524	議会だより郵送料	政治活動を含む	1/2	45,262
6	3.広報費	71,400	1/1	71,400	議会だより印刷費	政治活動を含む	1/2	35,700
7	3.広報費	32,880	1/1	32,880	議会だより郵送切手代	換金可能である	1/1	32,880
合 計 額								217,553
自 己 負 担 額								872
返 還 請 求 額								216,681

2 安東 伸昭

No	支出伝票の内容					返還請求の内容		
	項目	所要額	率	支出額	支出内容	主な理由	率	請求額
1	1.調査研究費	62,080	1/1	62,080	東京出張旅費(セミナー受講)	出張報告・記録なし	一部	28,800
2	1.調査研究費	62,080	1/1	62,080	東京出張旅費(企業誘致要請)	出張報告・記録なし	一部	30,300
3	2.研修費	18,000	1/1	18,000	美作カルチャーカレッジ会費	研究目的が不明	1/1	18,000
4	3.広報費	43,000	1/1	43,000	議会だより発送封筒製作費	政治活動を含む	1/2	21,500
5	3.広報費	3,600	1/1	3,600	議会だより発送切手代	換金可能である	1/1	3,600
6	6.資料購入費	5,145	1/1	5,145	図書購入費	個人所有となる	1/2	2,572
7	6.資料購入費	2,730	1/1	2,730	図書購入費	個人所有となる	1/2	1,365
8	6.資料購入費	1,500	1/1	1,500	DVDダビング代	項目と合致しない	1/1	1,500
9	6.資料購入費	9,600	1/1	9,600	「月刊ガパン」購読料	個人所有となる	1/2	4,800
10	6.資料購入費	42,000	1/1	42,000	「時事行財政モニタ」購読料	個人所有となる	1/2	21,000
11	6.資料購入費	31,500	1/1	31,500	「時事行財政モニタ」購読料	個人所有となる	1/2	15,750
12	6.資料購入費	30,600	1/1	30,600	農業新聞購入代金	新聞は2紙のみ	1/1	30,600
13	8.事務所費	44,100	1/4	11,025	インターネットサービス利用料	誰でも所持している	1/2	5,512
14	8.事務所費	21,800	1/4	5,450	デジタルカメラ購入費	誰でも所持している	1/1	5,450
15	8.事務所費	16,540	1/4	4,135	ラベル、用紙、インク等購入費	個人所有となる	1/2	2,067
16	8.事務所費	16,616	1/4	4,154	インク、用紙購入費	個人所有となる	1/2	2,077
17	8.事務所費	29,800	1/4	7,450	デジタルカメラ購入費	デジタルカメラ2台目	1/1	7,450
18	8.事務所費	37,800	1/4	9,450	デジタル地図CD購入費	誰でも見られる	1/1	9,450
19	8.事務所費	8,360	1/4	2,090	ポータブル録音機等購入費	項目と合致しない	1/1	2,090
合 計 額								213,883
自 己 負 担 額								0
返 還 請 求 額								213,883

(付表)

政務活動費返還請求額 個別査定表

3 岡田 康弘

No	支出伝票の内容					返還請求の内容		
	項目	所要額	率	支出額	支出内容	主な理由	率	請求額
1	3.広報費	210,000	1/1	210,000	議会だより印刷代	政治活動を含む	1/2	105,000
2	3.広報費	210,000	1/1	210,000	議会だより印刷代	政治活動を含む	1/2	105,000
3	6.資料購入費	15,150	1/1	15,150	図書購入費	項目と整合性なし	1/2	7,575
4	6.資料購入費	73,450	1/1	73,450	図書購入費	項目と整合性なし	1/2	36,725
5	6.資料購入費	12,000	1/1	12,000	「月刊テーマス」年間購読料	市政との関連なし	1/1	12,000
6	6.資料購入費	55,650	1/1	55,650	図書購入費	専門的すぎる	1/2	27,825
合計額								294,125
自己負担額								221
返還請求額								293,904

4 小椋 多

No	支出伝票の内容					返還請求の内容		
	項目	所要額	率	支出額	支出内容	主な理由	率	請求額
1	3.広報費	10,500	1/1	10,500	新聞折込料	政治活動を含む	1/2	5,250
2	3.広報費	50,400	1/1	50,400	新聞折込料	政治活動を含む	1/2	25,200
3	3.広報費	137,881	1/1	137,881	市政かわら版送付料	政治活動を含む	1/2	68,940
4	3.広報費	70,000	1/1	70,000	会派ホームページ更新料	会派の他人分を含む	2/3	46,666
5	5.資料作成費	40,950	1/1	40,950	配布用封筒作成費	政治活動を含む	1/2	20,475
6	5.資料作成費	105,000	1/1	105,000	会派だより印刷費	会派の他人分を含む	2/3	70,000
7	5.資料作成費	220,500	1/1	220,500	市政かわら版印刷費	政治活動・会派の他人分を含む	5/6	183,750
8	6.資料購入費	14,680	1/1	14,680	公明新聞購読料	所属党発行の新聞	1/1	14,680
合計額								434,961
自己負担額								113,967
返還請求額								320,994

5 木下 健二

No	支出伝票の内容					返還請求の内容		
	項目	所要額	率	支出額	支出内容	主な理由	率	請求額
1	3.広報費	32,760	1/1	32,760	新聞折込料	政治活動を含む	1/2	16,380
2	3.広報費	4,500	1/1	4,500	新聞折込料	政治活動を含む	1/2	2,250
3	3.広報費	32,760	1/1	32,760	新聞折込料	政治活動を含む	1/2	16,380
4	3.広報費	4,500	1/1	4,500	新聞折込料	政治活動を含む	1/2	2,250
5	3.広報費	27,300	1/1	27,300	新聞折込料	政治活動を含む	1/2	13,650
6	3.広報費	4,500	1/1	4,500	新聞折込料	政治活動を含む	1/2	2,250
7	3.広報費	27,300	1/1	27,300	新聞折込料	政治活動を含む	1/2	13,650
8	3.広報費	4,500	1/1	4,500	新聞折込料	政治活動を含む	1/2	2,250
9	5.資料作成費	140,000	1/1	140,000	議会報告作成費	政治活動を含む	1/2	70,000
10	5.資料作成費	140,000	1/1	140,000	議会報告作成費	政治活動を含む	1/2	70,000
11	5.資料作成費	140,000	1/1	140,000	議会報告作成費	政治活動を含む	1/2	70,000
12	5.資料作成費	140,000	1/1	140,000	議会報告作成費	政治活動を含む	1/2	70,000
合計額								349,060
自己負担額								2,090
返還請求額								346,970

(付表)

政務活動費返還請求額 個別査定表

6 河本 英敏

No	支出伝票の内容					返還請求の内容		
	項目	所要額	率	支出額	支出内容	主な理由	率	請求額
1	3.広報費	107,678	1/1	107,678	議会だより郵送料・切手代	政治活動を含む	1/2	53,839
2	3.広報費	107,794	1/1	107,794	議会だより郵送料・切手代	政治活動を含む	1/2	53,897
3	3.広報費	106,084	1/1	106,084	議会だより郵送料・切手代	政治活動を含む	1/2	53,042
4	3.広報費	106,244	1/1	106,244	議会だより郵送料・切手代	政治活動を含む	1/2	53,122
5	3.広報費	13,860	1/1	13,860	封筒・PPCラベル購入費	政治活動を含む	1/2	6,930
6	3.広報費	12,850	1/1	12,850	PPC用紙購入費	政治活動を含む	1/2	6,425
7	3.広報費	3,622	1/1	3,622	PPCラベル購入費	政治活動を含む	1/2	1,811
8	3.広報費	5,985	1/1	5,985	封筒購入費	政治活動を含む	1/2	2,992
9	3.広報費	850	1/1	850	事務用のり購入費	政治活動を含む	1/2	425
10	3.広報費	5,145	1/1	5,145	コピー用紙、封筒購入費	政治活動を含む	1/2	2,572
11	3.広報費	17,430	1/1	17,430	コピー用紙、封筒購入費	政治活動を含む	1/2	8,715
12	3.広報費	3,622	1/1	3,622	ラベル購入費	政治活動を含む	1/2	1,811
13	3.広報費	22,155	1/1	22,155	用紙、紙・封筒購入費	政治活動を含む	1/2	11,077
14	5.資料作成費	39,800	1/4	9,950	パソコン購入費	誰でも所持している	1/1	9,950
15	8.事務所費	161,280	1/4	40,320	カラー複合機リース料	個人宅の事務機	1/2	20,160
合計額								286,768
自己負担額								0
返還請求額								286,768

7 近藤 吉一郎

No	支出伝票の内容					返還請求の内容		
	項目	所要額	率	支出額	支出内容	主な理由	率	請求額
1	3.広報費	70,000	1/1	70,000	ホームページ更新料	政治活動を含む	1/2	35,000
2	5.広報費	54,600	1/1	54,600	新星会議だより印刷費	政治活動を含む	1/2	27,300
3	5.広報費	54,040	1/1	54,040	市政報告のお茶・菓子代	政治活動を含む	1/2	27,020
4	4.広聴費	48,136	1/1	48,136	市政報告のお茶・菓子代	政治活動を含む	1/2	24,068
5	6.資料購入費	136,320	1/1	136,320	新聞購読料(4紙)	新聞は2紙のみ	1/2	68,160
合計額								181,548
自己負担額								0
返還請求額								181,548

8 末永 弘之

No	支出伝票の内容					返還請求の内容		
	項目	所要額	率	支出額	支出内容	主な理由	率	請求額
1	1.調査研究費	291,291	1/4	72,816	電話・通信費(5回線)	電話1台のみ認める	一部	54,612
2	5.資料作成費	15,150	1/1	15,150	市議会報告ニュース用紙代	政治活動を含む	1/2	7,575
3	5.資料作成費	27,300	1/1	27,300	市議会報告ニュース用紙代	政治活動を含む	1/2	13,650
4	5.資料作成費	27,300	1/1	27,300	市議会報告ニュース用紙代	政治活動を含む	1/2	13,650
5	5.資料作成費	16,450	1/1	16,450	市議会報告ニュース用紙代	政治活動を含む	1/2	8,225
合計額								97,712
自己負担額								0
返還請求額								97,712

(付表)

政務活動費返還請求額 個別査定表

9 竹内 靖人

No	支出伝票の内容					返還請求の内容		
	項目	所要額	率	支出額	支出内容	主な理由	率	請求額
1	1.調査研究費	71,716	1/4	17,929	ガソリン、軽油代	軽油は自宅用と判定	一部	13,311
2	3.広報費	18,900	1/1	18,900	封筒代	政治活動を含む	1/2	9,450
3	3.広報費	49,376	1/1	49,376	広報誌郵送料	政治活動を含む	1/2	24,688
4	3.広報費	88,600	1/1	88,600	広報誌郵送料	政治活動を含む	1/2	44,300
5	3.広報費	18,900	1/1	18,900	封筒代	政治活動を含む	1/2	9,450
6	3.広報費	91,000	1/1	91,000	議会だより印刷費	政治活動を含む	1/2	45,500
7	3.広報費	1,860	1/1	1,860	ラベルシール購入費	政治活動を含む	1/2	930
8	3.広報費	18,900	1/1	18,900	封筒代	政治活動を含む	1/2	9,450
9	3.広報費	85,050	1/1	85,050	議会だより印刷費	政治活動を含む	1/2	42,525
10	3.広報費	84,000	1/1	84,000	広報誌郵送料	政治活動を含む	1/2	42,000
11	3.広報費	47,858	1/1	47,858	広報紙郵送料	政治活動を含む	1/2	23,929
12	6.資料購入費	17,000	1/2	8,500	住宅地図購入費	個人所有となる	1/1	8,500
13	6.資料購入費	1,880	1/1	1,880	聖教新聞購読代	所属党発行の新聞	1/1	1,880
14	8.事務所費	110,000	1/4	27,500	パソコン購入費	誰でも所持している	1/1	27,500
合計額								303,413
自己負担額								48,242
返還請求額								255,171

10 津本 憲一

No	支出伝票の内容					返還請求の内容		
	項目	所要額	率	支出額	支出内容	主な理由	率	請求額
1	1.調査研究費	125,120	1/4	42,116	燃料代	車両1台のみ認める	一部	10,836
2	3.広報費	168,500	1/1	168,500	ハガキ代	政治活動を含む	1/2	84,250
3	3.広報費	31,213	1/1	31,213	封筒代	政治活動を含む	1/2	15,606
4	3.広報費	380,315	1/1	380,315	議会だより郵送料	政治活動を含む	1/2	190,157
5	8.事務所費	61,302	1/4	15,325	電気代、インク購入費	自宅なので半額	1/2	7,662
合計額								308,511
自己負担額								0
返還請求額								308,511

11 津本 辰己

No	支出伝票の内容					返還請求の内容		
	項目	所要額	率	支出額	支出内容	主な理由	率	請求額
1	3.広報費	174,577	1/1	174,577	議会だより発送費	政治活動を含む	1/2	87,288
2	3.広報費	176,557	1/1	176,557	議会だより発送費	政治活動を含む	1/2	88,278
3	3.広報費	175,165	1/1	175,165	議会だより発送費	政治活動を含む	1/2	87,582
4	3.広報費	100,800	1/1	100,800	議会だより印刷費	政治活動を含む	1/2	50,400
5	3.広報費	73,500	1/1	73,500	議会だより印刷費	政治活動を含む	1/2	36,750
6	3.広報費	73,500	1/1	73,500	議会だより印刷費	政治活動を含む	1/2	36,750
合計額								387,048
自己負担額								78,080
返還請求額								308,968

(付表)

政務活動費返還請求額 個別査定表

12 中島 完一

No	支出伝票の内容					返還請求の内容		
	項目	所要額	率	支出額	支出内容	主な理由	率	請求額
1	3.広報費	120,000	1/1	120,000	議会だより印刷費	政治活動を含む	1/2	60,000
2	4.広聴費	31,000	1/1	31,000	議会だより印刷費	政治活動を含む	1/2	15,500
3	4.広聴費	8,240	1/1	8,240	郵便代	政治活動を含む	1/2	4,120
4	4.広聴費	5,200	1/1	5,200	郵便代	政治活動を含む	1/2	2,600
5	4.広聴費	163,250	1/1	163,250	郵便代	政治活動を含む	1/2	81,625
6	4.広聴費	15,004	1/1	15,004	郵便代	政治活動を含む	1/2	7,502
7	4.広聴費	60,000	1/1	60,000	葉書代	換金可能	1/1	60,000
8	4.広聴費	60,000	1/1	60,000	葉書代	換金可能	1/1	60,000
9	4.広聴費	6,500	1/1	6,500	切手代	換金可能	1/1	6,500
10	5.資料作成費	12,800	1/1	12,800	紙折り代	政治活動を含む	1/2	6,400
11	5.資料作成費	3,774	1/1	3,774	デジカメプリント代	政治活動を含む	1/2	1,887
							合計額	306,134
							自己負担額	0
							返還請求額	306,134

13 野村 昌平

No	支出伝票の内容					返還請求の内容		
	項目	所要額	率	支出額	支出内容	主な理由	率	請求額
1	3.広報費	32,760	1/1	32,760	議会だより新聞折込料	政治活動を含む	1/2	16,380
2	3.広報費	5,200	1/1	5,200	市政報告会飲物・茶菓代	政治活動を含む	1/2	2,600
3	3.広報費	8,800	1/4	2,200	パソコンインストール代	技術以前の問題	1/1	2,200
4	3.広報費	45,000	1/1	45,000	議会だより配布手数料	政治活動を含む	1/1	45,000
5	3.広報費	78,750	1/1	78,750	議会だより印刷費	政治活動を含む	1/2	39,375
6	3.広報費	32,760	1/1	32,760	議会だより新聞折込料	政治活動を含む	1/2	16,380
7	3.広報費	12,000	1/1	12,000	市政報告会飲物・茶菓代	政治活動を含む	1/2	6,000
8	3.広報費	45,000	1/1	45,000	議会だより配布手数料	政治活動を含む	1/1	45,000
9	3.広報費	44,100	1/4	11,025	インターネット利用料	個人的経費	1/1	11,025
10	5.資料作成費	84,274	1/4	21,068	パソコン購入費	議員でなくても必要	1/2	10,534
11	6.資料購入費	44,420	1/1	44,420	図書購入費	専門的な図書	3/4	33,315
12	6.資料購入費	9,600	1/1	9,600	赤旗新聞購読料	新聞は2紙のみ	1/1	9,600
							合計額	237,409
							自己負担額	0
							返還請求額	237,409

(付表)

政務活動費返還請求額 個別査定表

14 久永 良一

No	支出伝票の内容					返還請求の内容		
	項目	所要額	率	支出額	支出内容	主な理由	率	請求額
1	3.広報費	135,000	1/1	135,000	議会報告印刷用紙代	政治活動を含む	1/2	67,500
2	3.広報費	142,595	1/1	142,305	議会報告郵送料	政治活動を含む	1/2	71,152
3	3.広報費	191,720	1/1	191,720	議会報告印刷費・折込事務費	領収書は自作では	1/1	191,720
4	3.広報費	28,000	1/1	28,000	議会報告封筒代	政治活動を含む	1/2	14,000
5	3.広報費	87,500	1/1	87,500	議会報告印刷費・新聞折込料	政治活動を含む	1/2	43,750
6	3.広報費	93,500	1/1	93,500	議会報告印刷費・新聞折込料	政治活動を含む	1/2	46,750
7	6.資料購入費	4,800	1/1	4,800	図書購入費	専門紙的なもの	1/2	2,400
8	6.資料購入費	8,400	1/1	8,400	図書購入費	専門紙的なもの	1/2	4,200
9	6.資料購入費	4,800	1/1	4,800	図書購入費	専門紙的なもの	1/2	2,400
合計額								443,872
自己負担額								0
返還請求額								443,872

15 松本 義隆

No	支出伝票の内容					返還請求の内容		
	項目	所要額	率	支出額	支出内容	主な理由	率	請求額
1	3.広報費	18,910	1/1	18,910	葉書代・市政報告会場使用料	政治活動を含む	1/2	9,455
2	3.広報費	132,300	1/1	132,300	市政報告印刷費	政治活動を含む	1/2	66,150
3	3.広報費	132,300	1/1	132,300	市政報告印刷費	政治活動を含む	1/2	66,150
4	8.事務所費	1,200,000	1/4	300,000	事務所賃借料	自己所有の建物である	一部	240,000
合計額								381,755
自己負担額								42,626
返還請求額								339,129

16 森岡 和雄

No	支出伝票の内容					返還請求の内容		
	項目	所要額	率	支出額	支出内容	主な理由	率	請求額
1	3.広報費	161,280	1/1	161,280	ホームページ管理費	誰でもできる	3/4	120,960
2	5.資料作成費	238,000	1/4	59,500	パソコン・プリンタ等購入費	議員でなくても必要	一部	23,800
3	8.事務所費	720,000	1/4	180,000	土地、建物、事務機器賃借料	自己所有である	一部	108,000
合計額								252,760
自己負担額								0
返還請求額								252,760

(附表)

政務活動費返還請求額 個別査定表

17 森西 順次

No	支出伝票の内容					返還請求の内容		
	項目	所要額	率	支出額	支出内容	主な理由	率	請求額
1	3.広報費	7,400	1/1	7,400	市政報告の会場使用料・飲物代	政治活動を含む	1/2	3,700
2	3.広報費	12,500	1/1	12,500	市政報告の会場使用料・飲物代	政治活動を含む	1/2	6,250
3	3.広報費	11,000	1/1	11,000	市政報告の会場使用料・飲物代	政治活動を含む	1/2	5,500
4	5.資料作成費	33,495	1/1	33,495	市政報告印刷費・新聞折込料	政治活動を含む	1/2	16,747
5	5.資料作成費	28,000	1/4	7,000	デジタルカメラ購入費	誰でも所持している	1/1	7,000
6	5.資料作成費	945	1/4	236	筆記用具購入費	日用品である	1/1	236
7	6.資料購入費	9,990	1/1	9,990	図書購入費	政治活動を含む	1/2	4,995
合 計 額								44,428
自 己 負 担 額								0
返 還 請 求 額								44,428